



～「美しい景観のくに、北海道」をめざして～

良好な景観の形成に関する基本構想

# 北海道景観形成ビジョン

平成31(2019)年3月

北海道

## はじめに

私たちが暮らす広大な北海道は、美しく雄大な自然に恵まれており、その中で北国の気候や風土にあった生活や産業の営みの積み重ねにより歴史が刻まれ、それぞれの地域において、個性的な街並みや田園風景など、北海道らしいさまざまな景観が形成されています。

これまで、道では、平成 13(2001)年に自主条例である「北海道美しい景観のくにつくり条例」を制定したほか、地域における魅力ある景観形成を進めるために「羊蹄山麓広域景観づくり指針」や「公共事業景観づくり指針」を定め、良好な景観形成に取り組んできたところですが、平成 16(2004)年に「景観法」が制定されたことを受け、平成 20(2008)年にこの自主条例を改正し、法律に基づく条例である「北海道景観条例」を制定するとともに、施策の展開方向を示すため、「北海道景観形成ビジョン」を策定し、景観形成に向けた様々な施策を推進してきたところです。

北海道においては、美しい景観や食を求めて訪れる観光客が増加する一方で、自然景観が優れた地域におけるリゾート開発が増加しており、景観資源の保全と観光振興を両立させることが求められ、景観の価値への認識をより一層高めることが必要となっております。

こうしたことから、道では、庁内における関連施策と連携を強化することにより、市町村や道民などに「景観」に関する普及啓発などを行い、地域における景観への価値への「気づき」を促し、関心を高めて、協働と連携による景観づくりを促進していくこととし、この度、「北海道景観形成ビジョン」の見直しを行いました。

北海道全域において、環境と経済が調和し、人と地域が輝く北海道づくりをめざしていくため、「良好な景観」をかけがえのない道民共有の財産として、その価値を高めて、将来にわたって享受できるよう未来の道民に引き継いでいくことは、私たちの責務であります。

このビジョンに基づき、すべての道民がともに力を合わせ、豊かさと潤いのある暮らしや魅力ある地域社会を築く「美しい景観のくに、北海道」を実現していくことを強く期待します。

平成 31(2019)年 3 月

北海道建設部長